

令和6年能登半島地震で被災した建物の解体を考えている方へ

自費解体（費用償還）※では全額償還できず、 **自己負担が発生する場合があります！**

※建物の所有者が自ら解体業者と契約し解体を行い、その費用を市に償還を求める制度

★今回の災害で被災した建物について、自費解体（費用償還）を行う場合は、次の点に注意してください。

～トラブルに遭わないためには～

- ・解体の契約をする前に、市に相談し、制度の対象となる工事の範囲や費用の目安、申請に必要な書類などを確認しておく。
- ・できるだけ複数の信頼できる事業者から見積を取り金額が妥当なものか判断する（経費の内訳が記載されているものを比較検討する。）

注 意 点

- ・り災証明書（又は被災証明書）で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された建物が対象となります。（修理やリフォームに伴う解体や、建物の一部だけの解体は対象外です。）
- ・解体費用が、市が算定した額以上の場合、自己負担となります。
- ・登記情報や固定資産情報の面積と実面積が異なる場合や、未登記の場合などについては、実面積がわかる資料や写真が必要になります。
※確認できない場合、費用償還の対象外となる場合があります。

過去の災害におけるトラブル事例

- ・事業者から「費用は解体後に市へ請求すると戻ってきますので、自己負担はありません」と言われ、高額な費用を請求され、市が算定した額との差で自己負担が発生した。
- ・事業者から、費用償還の申請に必要な書類（見積書、契約書、領収書、解体廃棄物のマニフェスト（産業廃棄物管理票）、写真など）の提出がなく、手続きができず自己負担が発生した。
- ・事業者から「樹木や庭石、倒壊のおそれのないブロック塀、擁壁なども撤去できます」と言われて契約したが、後でその分は対象外とわかり、自己負担が発生した。